



日EU関係

平成27年11月
外務省

日EU関係

■ EUの経済力

- ・ 加盟国のGDP合計は世界のGDPの約24%に相当。
- ・ 日本の主要貿易・投資相手。

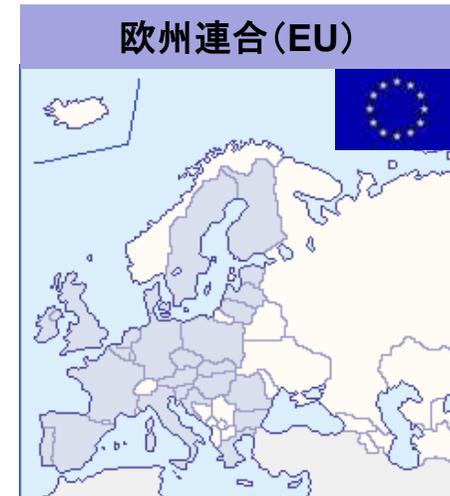
■ 主要な国際的枠組みにおける存在感

- ・ 国連安保理常任理事国: 英, 仏
- ・ G7メンバー: 英, 仏, 独, 伊, EU

■ 世論喚起力:

- ・ 言語を通じた影響力
- ・ メディア, シンクタンクを通じた発信力

■ 我が国と民主主義, 法の支配, 人権, 市場経済といった基本的価値及び原則を共有。国際社会の多くの諸問題で我が国と共通の立場。



我が国が国益を追求する上で重要なグローバル・パートナー

■ グローバルな課題に連携して対処

- ・ 世界経済, テロとの闘い, サイバー犯罪, エネルギー安全保障, 宇宙規範, 気候変動など。

■ 重層的対話を通じて各地域情勢への共通認識を醸成

- ・ 東アジアの安全保障環境, 中東・北アフリカ情勢など。

日EU定期首脳協議

概要

- 1991年の「日本・EC共同宣言」において年次協議を実施することに合意。以後、原則毎年1回、日欧にて交互に開催。
- かつては開催時のEU議長国首脳及び欧州委員会委員長が出席していたが、リスボン条約が発効した2010年以降、EUからは欧州理事会議長及び欧州委員会委員長が出席。

前回(第23回)の定期首脳協議 (2015年5月29日, 於:東京)

1. 戦略的パートナーシップの更なる発展

- (1)日EU双方が戦後70年間、国際社会の平和、安定及び繁栄の実現に向けて貢献してきたことを確認。
- (2)日EU戦略的パートナーシップ協定(SPA)交渉の加速化及び2015年末までの日EU・EPAの大筋合意を目指すことを確認。

2. 世界の平和と安全

- (1)安全保障分野では、EUは日本の「積極的平和主義」の下の取組を歓迎・支持。ウクライナ、ソマリアでの協力模索で一致。
- (2)テロ対策では、国境安全対策強化を含む日EU間協力を強化。
- (3)サイバー、宇宙及び海洋における法の支配の確保の重要性を共有。海賊対処共同訓練及び裁判協力を歓迎。
- (4)核兵器のない世界への更なる協力。緊張状態にある地域への武器及び汎用品・技術の厳格な輸出管理を確保。
- (5)東シナ海・南シナ海の状況を注視。現状を変更し、緊張を高める一方的行動を懸念。

3. 成長、繁栄及び持続可能な開発

- (1)COP21に向け、日EU双方が役割を果たすことを決意。
- (2)ポスト2015年開発アジェンダに向けた協力。人道支援・災害救援に関する専門家会合の開催。
- (3)科学技術分野では、「新たな戦略的パートナーシップに向けた共同ビジョン」を両首脳が承認。研究者交流覚書の署名を歓迎。
- (4)食品等の輸入制限措置のEU側による科学的見直し。

4. 将来の協力のための相互理解

- (1)安倍総理より、欧州から150名の大学生等を招待する旨発表。
- (2)日EU議員会議の開催等、活発な議員交流を歓迎。



会談冒頭に握手する日EU首脳
(左からトウスク欧州理事会議長、
安倍総理、ユンカー欧州委員会
委員長)

日EU戦略的パートナーシップ協定(SPA)

【経緯】

- 日EU間の基本文書として、これまで日本・EC共同宣言(1991年)及び日・EU行動計画(2001年,ただし2010年に終了。)を策定。
- 2009年のリスボン条約等により,EUの在り方が変化する中で,2011年5月の日EU定期首脳協議において,日EU関係のあらゆる側面を強化する方途として,「政治,グローバル,その他の分野別協力を包括的に対象とし,(中略)拘束力を有する協定」(以下,SPA※¹)及びEPAについての並行した交渉のためのプロセスを開始することに合意。交渉の範囲及び野心のレベルを定めるための議論(スコーピング作業)を可能な限り早期に実施することを決定。2012年4月にスコーピング作業が終了。
- 同年11月,EU外務理事会(貿易)において,日EU・SPA及びEPAの交渉指令案が採択され,2013年3月25日,日EU首脳電話会談で,交渉開始を決定。

(※¹ 協定の名称:これまで日本側は「政治協定」,EU側は「枠組み協定」と呼称していたが,第1回交渉会合において,第2回交渉会合以降は,暫定的に「戦略的パートナーシップ協定(SPA)」とすることで日EU間で一致した。)

【進捗状況】

- 第1回交渉会合:2013年4月19日及び22日,東京
- 第2回交渉会合:同年7月3日～5日,ブリュッセル
- 第3回交渉会合:同年10月9日～11日,東京
- 第4回交渉会合:2014年1月22日～24日,ブリュッセル
- 第5回交渉会合:同年6月23日～25日,東京
- 第6回交渉会合:2014年11月5日～7日,東京
- 第7回交渉会合:2015年3月17日～19日,ブリュッセル
- 第8回交渉会合:同年4月23日,東京
- 第9回交渉会合:同年7月8日～9日,ブリュッセル
- 第10回交渉会合:同年10月14日～15日,東京

【SPAのあり得べき内容】

- 自由,人権,民主主義,法の支配といった日EU間の基本的価値及び原則を確認。
- 日EU関係の強化,世界及び地域の平和,安定及び繁栄の達成などを目的として,日EU間の一般的な協力量針を規定。
- 協力の進捗をレビューし,協力を推進する方途を探求するための協議メカニズムを設置。

日EU経済関係

1 現状

- ◆ 日EU間の貿易総額(2014年)は、約16兆円。
日本にとりEUは世界第3位、EUにとり日本は世界第7位の貿易相手。
- ◆ 日本にとってEUは世界第2位の対外直接投資残高を占める(2014年、約33兆円)。
日本にとってEUは世界第1位の対内直接投資残高を占める(2014年、約10兆円)。
- ◆ EUには、約2500社の日本企業が進出。49万人以上の雇用を創出。
- ◆ 欧州債務危機対応では、G7/G20等の国際協調に参画し、IMFを通じて貢献。
欧州金融安定ファシリティ(EFSF)及び欧州安定メカニズム(ESM)の発行する債券を継続的に購入し、欧州の金融安定化に貢献。
- ◆ グリーン成長分野を中心に企業間協力も一層進展。
・新エネルギー分野(トヨタ=仏電力公社(仏)等、三菱自動車=プジョー・シトロエン(仏)他)
- ◆ 日本企業による欧州産品購入も拡大。
・航空(日本航空はA350を31機(2013年)、スターフライヤーはA320を2機購入する契約を締結(2011年)。
・鉄道(JR東日本の新幹線(はやぶさ)で独製ブレーキ採用。)
- ◆ 2011年3月の福島第一原発事故の影響を受け、EUは、日本からの食品等の輸入規制を実施。
日本政府としては、原発の状況や食品の安全に関して迅速かつ正確に情報を提供し、同規制の緩和・撤廃に向けEU側に継続的に働きかけを行い、一定の成果をあげている。

2 具体的政策

◆ 双方向の貿易・投資等の拡大

- 双方のビジネス環境整備
- 法的枠組みの拡充: 基準認証(MRA), 独禁, 税関の各分野で協定を通じた協力(日・EC税関相互支援協定(2008年2月発効))。
- 官民協力の推進: 日・EUビジネス・ラウンドテーブル(BRT)
- 日EU・EPA交渉(2013年4月の第1回交渉会合以降, 計13回の交渉会合を開催。(「2015年7月 第11回交渉会合開催予定。)」を削除)

◆ 共通の国際的課題への対処

- 日・EU環境高級事務レベル会合(2013年11月)の実施。
- 知的財産権保護: 知財に関する日・EU行動計画(2007年6月)の実施, 日・EU知財対話((第9回対話)2012年4月)の実施。
- 資源・エネルギー: 日・EUエネルギー対話(2013年6月)の実施。原子力, エネルギー技術研究等に関する日・EU間の対話と協力。

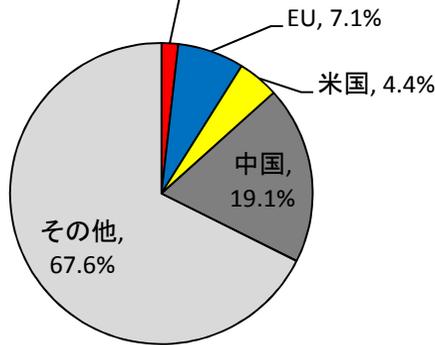
日EU・EPA

1. 日EU・EPAの必要性

- EUは我が国にとって、民主主義、法の支配、基本的人権といった基本的価値を共有する重要なグローバルパートナー。EUは総人口約5億人(日本の約4倍)、世界のGDPの約24%(同約4倍)、我が国輸出入総額の約10%を占める我が国にとっての主要貿易・投資相手。
- 日EU・EPAは関税撤廃や投資ルールの整備等を通じて貿易投資を活発化し、雇用創出、企業の競争力強化等を含む経済成長に資する。また、同EPAは日本企業の欧州市場進出を促進する。
- 新興国が台頭するグローバル経済において、先進市場経済圏である日EUの間のEPAは、世界経済の安定的成長に貢献しつつ、グローバルな貿易・投資のルール作りに寄与する。
- 日EU・EPAは日米欧3極が更なる経済関係の深化のために実現を目指すTPP(環太平洋パートナーシップ協定)及びTTIP(EU米FTA)と並ぶ「メガFTA」の一つ。

【人口(2013年)】

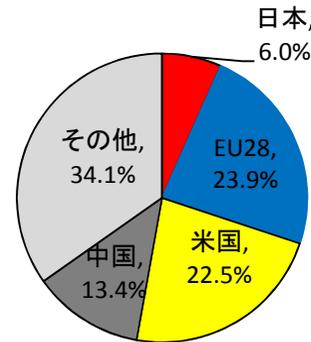
日本+EU=8.9% 日本, 1.8%



	人口 (2013年, 百万人)	シェア (%)
日本	127	1.8%
EU	507	7.1%
米国	316	4.4%
中国	1,357	19.1%
その他	4,817	67.6%
世界計	7,125	—

【GDP(2014年)】

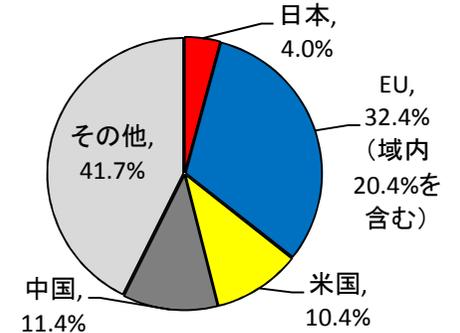
日本+EU=29.9%



	GDP (2014年, 10億ドル)	シェア (%)
日本	4,602	6.0%
EU	18,527	24.0%
米国	17,348	22.5%
中国	10,357	13.4%
その他	26,391	34.2%
世界計	77,269	—

【貿易(輸出+輸入)(2014年)】

日本+EU=36.4%



	貿易【輸出+輸入】 (2014年, 10億ドル)	シェア (%)
日本	1,502	4.0%
EU	12,177	32.4%
(内, 域内)	7,662	20.4%
米国	3,969	10.4%
中国	4,306	11.4%
その他	15,677	41.7%
世界計	37,632	—

2. 日EU双方の関心事項

- 日本側の主たる関心事項は、EU側の鉱工業品等の高関税の撤廃(例:乗用車10%, 電子機器最大14%)。その実現は、欧州市場における日本製品の競争条件を改善する。また、交渉では、日本企業が直面する規制上の問題などを積極的に取り上げる。
- EU側の主たる関心事項は、自動車, 化学品, 電子機器, 食品安全, 加工食品, 医療機器, 医薬品等の分野における非関税措置への対応。また、政府調達分野(鉄道等), EU側主要輸出品目の関税撤廃もEU側の関心事項。

3. 日EU・EPAの経緯

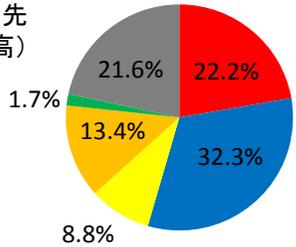
- | | |
|------------|---|
| 2011年5月 | 日EU定期首脳協議でEPA/FTA交渉の大枠を定めるスコーピング作業の開始に合意。 |
| 2012年7月 | 同作業の終了を受け、欧州委員会として交渉権限を理事会(EU加盟国)に求めることを正式決定。 |
| 2012年11月 | EU外務理事会で交渉権限(マンデート)が採択され、日EU・EPA交渉開始に向けた環境が整った。 |
| 2013年3月 | 日EU首脳電話会談で、日EU・EPA交渉開始を決定。 |
| 2013年4月 | 第1回交渉会合開催(於:ブリュッセル)。 |
| 2013年6月 | 第2回交渉会合開催(於:東京)。 |
| 2013年10月 | 第3回交渉会合開催(於:ブリュッセル)。 |
| 2014年1月 | 第4回交渉会合開催(於:ブリュッセル)。 |
| 2014年3月-4月 | 第5回交渉会合開催(於:東京)。 |

3. 日EU・EPAの経緯(続き)

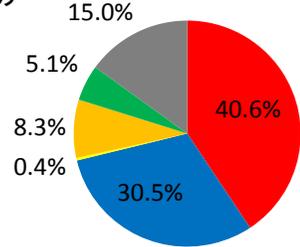
- 2014年4月-5月 安倍総理の欧州訪問(ドイツ, 英国, ポルトガル, スペイン, フランス, ベルギー)に際して, 総理から, 2015年中の大筋合意を目指したいとの考え方を様々な機会に伝え, 欧州各国及びEUの首脳との間で早期締結の重要性につき一致。
- 2014年6月 安倍総理のベルギー及びイタリア訪問に際して, EU首脳及びレンツィ伊首相と早期締結の重要性につき一致。
- 2014年6月 EU側による交渉開始1年後の「見直し」が終了。
- 2014年7月 第6回交渉会合開催(於:東京)。
- 2014年10月 第7回交渉会合開催(於:ブリュッセル)。
- 2014年11月 G20ブリスベン・サミットの際に行われた日EU首脳会談において, 2015年中の大筋合意を目指し, 交渉を加速させることで一致。
- 2014年12月 第8回交渉会合開催(於:東京)。
- 2015年1月 岸田大臣の欧州訪問の際に, マルムストローム貿易担当欧州委員との会談において, 本年中の大筋合意という目標は, 野心的ではあるが実現可能な目標であるとして, 包括的かつ高いレベルのEPAの実現に向けて, 交渉を更に加速させていくことを確認。
- 2015年2月 第9回交渉会合開催(於:ブリュッセル)。
- 2015年4月 第10回交渉会合開催(於:東京)。
- 2015年5月 日EU定期首脳協議において, スピードと質の両方を重視しつつ, 本年中の大筋合意を目指し, 交渉を更に加速させていくことで一致。
- 2015年7月 第11回交渉会合開催(於:ブリュッセル)。
- 2015年9月 第12回交渉会合開催(於:東京)。
- 2015年10月-11月 第13回交渉会合開催(於:ブリュッセル)。

(参考)日EU貿易投資構造

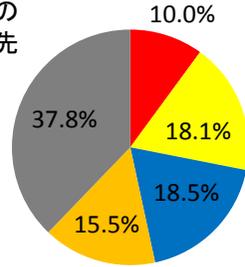
日本からの投資先(残高)



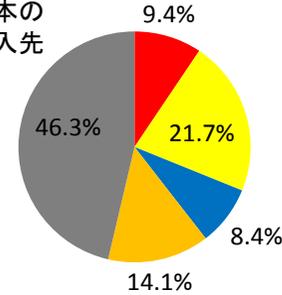
日本への投資元(残高)



日本の輸出先

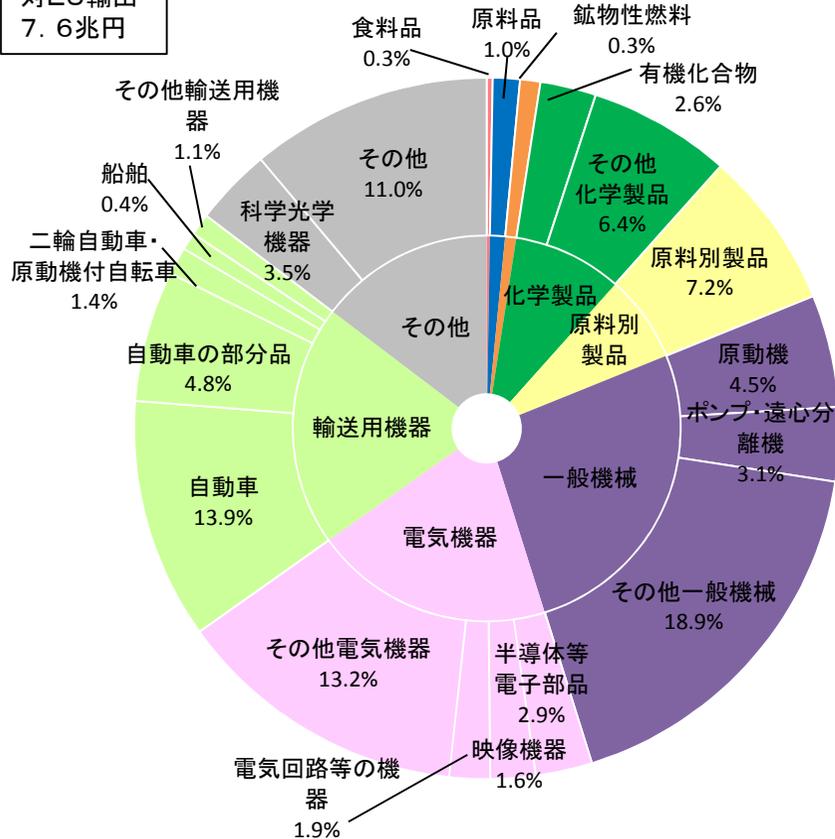


日本の輸入先

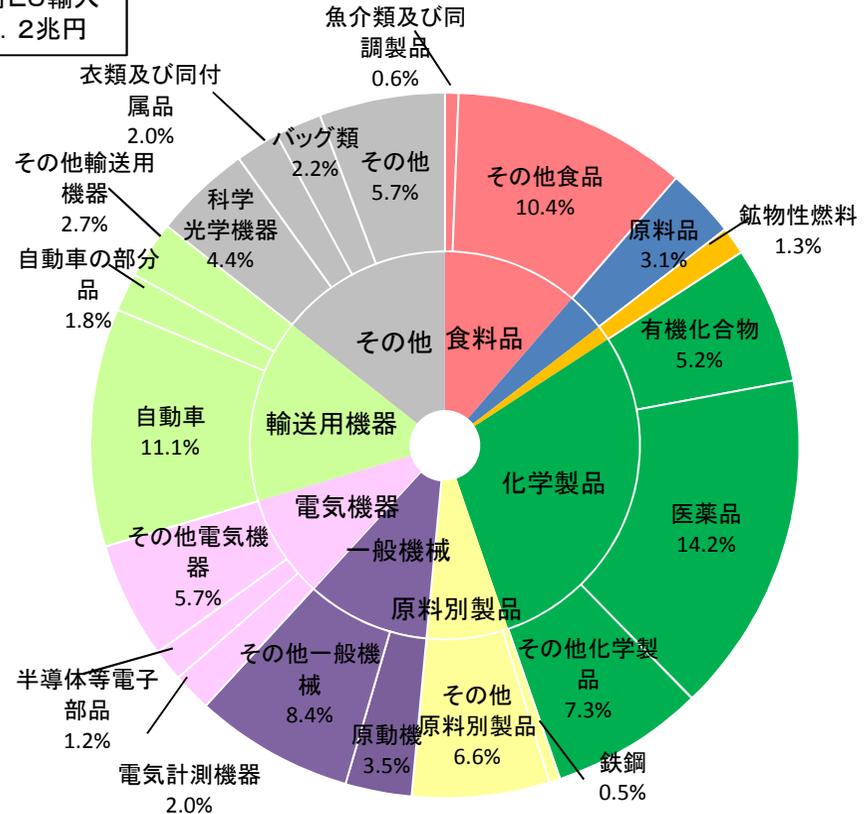


(出典: 日本銀行国際収支統計(いずれも2014年データ))

対EU輸出
7.6兆円



対EU輸入
8.2兆円

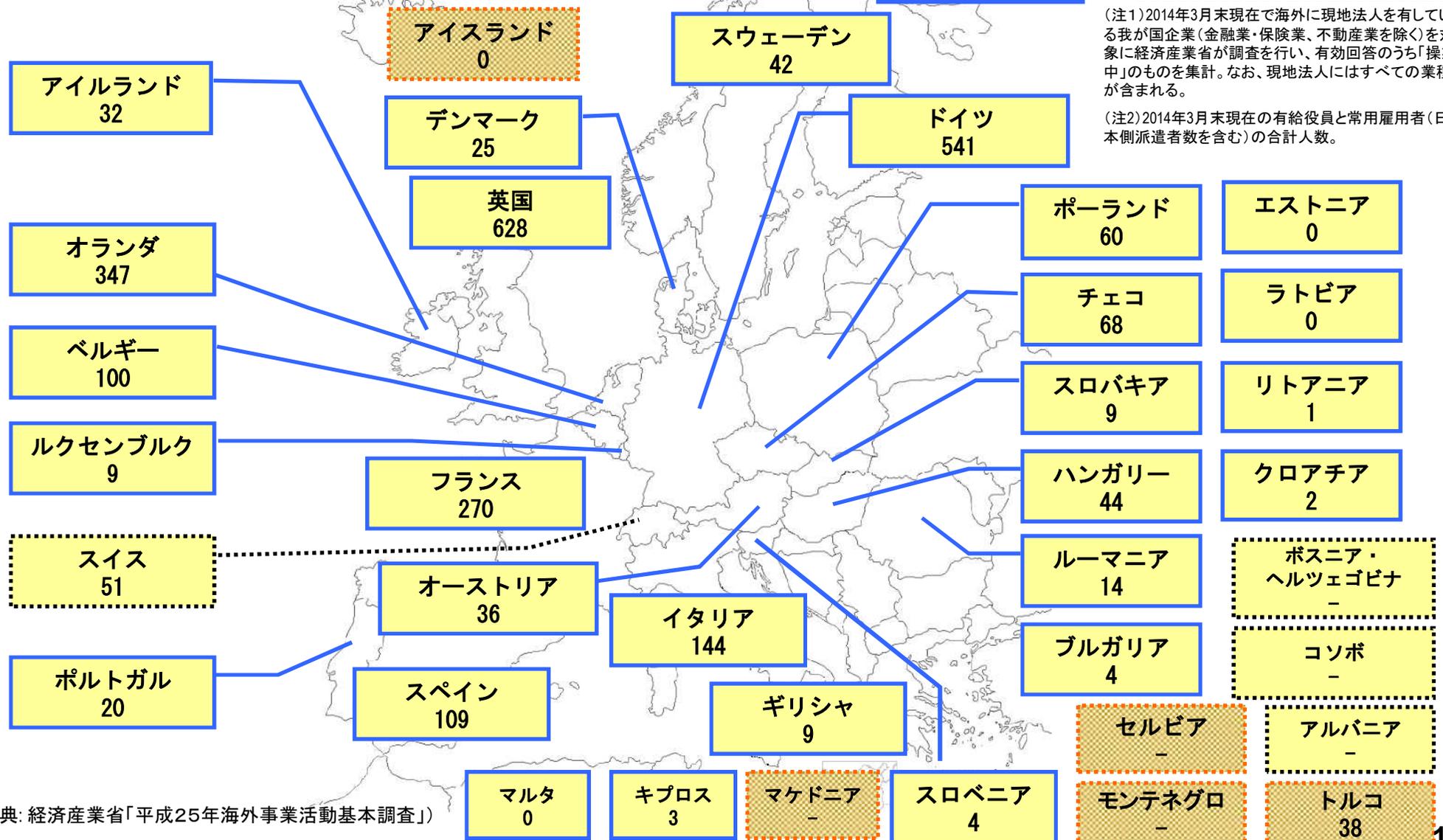


(出典: 財務省貿易統計 2015年)

欧州への進出日本企業数^(注1) (2013年)

EU28カ国には、**2541社**の日本企業が進出。
49万人以上の雇用を創出^(注2)。

- (凡例)
- EU加盟国
 - 候補国
 - その他
 - データなし



(注1) 2014年3月末現在で海外に現地法人を有している我が国企業(金融業・保険業、不動産業を除く)を対象に経済産業省が調査を行い、有効回答のうち「操業中」のものを集計。なお、現地法人にはすべての業種が含まれる。

(注2) 2014年3月末現在の有給役員と常用雇用者(日本側派遣者数を含む)の合計人数。